

船舶事故調査報告書

平成23年11月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成23年2月10日 04時00分ごろ
発生場所	沖縄県南城市知名埼西北西方沖 知名埼灯台から真方位284° 2,000m付近 （概位 北緯26° 11.6′ 東経127° 48.1′）
事故調査の経過	平成23年2月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 広星丸、13トン ON2-0936（漁船登録番号）、個人所有 14.01m (Lr) × 3.62m × 1.71m、FRP ディーゼル機関、257.43kW、昭和57年10月4日
乗組員等に関する情報	船長 男性 25歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年8月31日 免許証交付日 平成22年11月25日 （平成24年8月30日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 定置網 一部破損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、沖縄県沖縄島から同県南大東島にかけての海域で約1か月間のそでいか漁を終え、平成23年2月8日20時ごろ、沖縄島南東部の与那原湾にある当添漁港に向けて帰途についた。</p> <p>船長は、平成22年10月に本船を購入して船体の整備や漁具の準備を行い、今回の操業が本船購入後の初めての操業であり、夜間航海をするのが久しぶりであった。</p> <p>船長は、長年、当添漁港を定係地として漁業を営んでいたもので、与那原湾の状況や湾口南岸の知名埼西方に広がるさんご礁の沖に設置されている定置網（以下「本件定置網」という。）のを知っていた。</p> <p>船長は、手動操舵に就き、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、知名埼北方沖を通過して与那原湾に入り、対地速度約4.0ノットで同湾南岸寄り当添漁港に向けて西進した。</p> <p>船長は、目視による見張りのみを行い、レーダー又はGPSプロッターにより船位の確認を行っていなかったため、本件定置網に接近していることに気付かずに航行した。</p>

	<p>本船は、10日04時00分ごろ、知名埼西北西方沖において、本件定置網に進入してプロペラに同網を絡ませた。</p> <p>船長は、僚船に救助を要請し、本船は、ダイバーによって絡まった漁網が取り除かれ、僚船にえい航されて当添漁港に帰港した。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>								
その他の事項	<p>本船は、そでいか約400kgを積んでおり、喫水は、船首約1.0m、船尾約2.0mであった。</p> <p>船長は、GPSプロッターには、本件定置網の設置区域を入力していなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、与那原湾南岸の知名埼西北西方沖を西進中、船長が、目視による見張りを行い、レーダーなどを活用して船位の確認を行っていなかったことから、本件定置網に接近していることに気付かず航行し、本件定置網に進入して本件定置網を損傷したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、与那原湾南岸の知名埼西北西方沖を西進中、船長が、目視による見張りを行い、レーダーなどを活用して船位の確認を行っていなかったことから、本件定置網に接近していることに気付かず航行し、本件定置網に進入して本件定置網を損傷したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、与那原湾南岸の知名埼西北西方沖を西進中、船長が、目視による見張りを行い、レーダーなどを活用して船位の確認を行っていなかったことから、本件定置網に接近していることに気付かず航行し、本件定置網に進入して本件定置網を損傷したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、与那原湾南岸の知名埼西北西方沖を西進中、船長が、船位の確認を行っていなかったため、本件定置網に接近していることに気付かず航行し、本件定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間においては、目視による見張りのみに頼らず、レーダー又はGPSプロッターを活用して船位の確認を行うこと。 ・定置網が設置されている海域を航行する場合は、できる限り定置網から離れて航行すること。 ・GPSプロッターに定置網の設置位置を入力しておくこと。 								